令和元年度　福祉・介護職員等特定処遇改善手当について

令和 ２年 ４月 １日

社会福祉法人ききょう会

理事長　　林　壽美子

平成２４年度より実施されている福祉・介護職員等処遇手当が平成２７年、平成２９年に拡充され、福祉・介護職員等処遇手当Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが支給されていますが、現行の処遇改善加算に加え、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を求める制度として、令和元年１０月に新たに「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

　特定加算手当を支給するにあたり、賃金改善を行う際の賃金改善対象となるグループの設定と配分ルールについて理事会において下記の通り決定しましたので報告します。

グループＡ

・正職員及び非常勤職員で週に30時間以上勤務している者

・福祉・介護職の経験年数が通算して10年以上の者で、

介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士のいずれかの資格を保有する者

又は現在サービス管理責任者の職に就いている者

・グループＡの職員に対して20,000円の手当てを毎月支給する。

グループＢ

・正職員及び非常勤職員で週に30時間以上勤務している者

・グループＡに該当しない福祉・介護職員

・グループＢの職員に対して7,000円の手当てを毎月支給する。

グループＣ

・正職員及び非常勤職員で週に30時間以上勤務している者

・福祉・介護職以外の職員（看護師・栄養士・相談員・事務員等）

・賃金の年額が440万円以上の者は対象外とする

・グループＣの職員に対して3,000円の手当てを毎月支給する。

※支給額については、毎年３月開催の理事会において決定し、同年４月から翌年３月までの

１年間、毎月同額を支給する。但し、欠勤がある場合はその月の手当ては支給しない。

尚、特定処遇改善加算がなくなった際は、手当は支給されない。

※介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する者又は、現在サービス管理責任者の職に就いている者が、年度途中に福祉・介護職の経験年数が通算して１０年に達した場合、その翌月からグループＡとして手当てを支給する。

※福祉・介護職の経験年数が通算して１０年以上の者が新規に介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を取得した場合、その登録日の翌月からグループＡとして手当てを支給する

※いちはら福祉ネット、グループホーム等支援事業、いちはら生活相談サポートセンター従事者については対象外とする。